

令和4年横審第2号

裁 決

救助艇A潜水者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月10日09時47分

神奈川県大磯港東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 救助艇A

総トン数 0.2トン

全 長 3.80メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 11キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員6人の、オレンジ色の船体に黒色の線が入った船外機付き空気膨張式ゴム製救助艇で、a受審人が膨張式救命胴衣を着用して1人で乗り組み、潜水者3人を乗せ、潜水訓練の目的で、船首0.1メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和3年9月10日09時30分大磯港を発し、同港東方沖合の訓練地点に向かった。

ところで、潜水訓練は、行方不明者の検索訓練として水深約10メートルの訓練ポイントに黄色の浮標を結索した潜水検索の中心となる沈錘を沈め、沈錘を中心とした検索半径に潜水者3人が視認できる間隔の配置として検索線を張りながら環状に検索する環状検索法の訓練で、潜水者3人で実施する予定であった。

a受審人は、左舷船尾に座った姿勢で操船にあたり、09時40分大磯港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から030度（真方位、以下同じ）280メートルの地点で、機関を中立運転とし、船首を南東方に向けて漂泊を開始して水深約6メートルの訓練ポイントに錘索に黄色の浮標を結索した潜水検索の中心となる沈錘を沈め、09時45分頃前示訓練を実施するために潜水者3人を入水させた。

a受審人は、潜水訓練を支援する位置に移動するため、発進するにあたり、09時47分僅か前西防波堤灯台から027度290メートルの地点で、船首が155度を向いていたとき、機関を使用すると浮標に向けて水面を泳いでいる潜水者が回転する船外機のプロペラに接触するおそれがあったが、潜水者2人の位置を把握していなかったものの、潜水者1人を浮標付近に確認したことから、潜水者全員が船体から離れたので接触することはないと思い、潜水者全員の位置を確認するなど、潜水者に対する安全確認を十分に行わなかった。

a受審人は、機関を前進にかけ、右転して浮標から離すつもりで機

関を増速したところ船首が浮上して浮標に向かって航行し、09時47分西防波堤灯台から028度290メートルの地点において、Aは166度を向き、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、回転する船外機のプロペラが浮標に向けて水面を泳いでいる潜水者と接触した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、潜水者が右手首及び右膝の挫創を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件潜水者負傷は、大磯港東方沖合において、漂泊中、潜水訓練を支援する位置に移動するために発進する際、潜水者に対する安全確認が不十分で、回転する船外機のプロペラが潜水者に接触したことによって発生したものである。

a 受審人は、大磯港東方沖合において、漂泊中、潜水訓練を支援する位置に移動するために発進する場合、回転する船外機のプロペラが潜水者に接触することのないよう、潜水者全員の位置を確認するなど、潜水者に対する安全確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、潜水者2人の位置を把握していなかったものの、潜水者1人を浮標付近に確認したことから、潜水者全員が船体から離れたので接触することはないと思い、潜水者に対する安全確認を十分に行わなかった職務上の過失により、潜水者全員が船体から離れていない状況に気付かず、機関を前進にかけ、回転する船外機のプロペラが潜水者に接触する事態を招き、潜水者1人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月27日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾